

公示送達について

次の空家等は、通知を受ける相手を確認することが出来ないため、大垣市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例第 9 条第 2 項の規定に基づき公示するもの。

なお、送達すべき書類は、当市住宅課が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 8 日

大垣市長 石田 仁

所在地・用途	送達書類名
所在地：大垣市上石津町時山字西屋敷 318番地1 用 途：居 宅	緊急安全措置通知書 1通